

22 岩 県 北 南 第 69 号
令 和 4 年 11 月 21 日

八戸市地域公共交通会議
会 長 武 山 泰 様

岩手県盛岡市厨川一丁目17番18号
岩手県北自動車株式会社
代表取締役社長 松 本 順



特殊普通旅客運賃（休日100円サービス）の一部運用変更について（申出）

このことについて、八戸市地域公共交通会議設置要綱第2条の規定により、下記のとおり申し出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
岩手県盛岡市厨川一丁目17番18号
岩手県北自動車株式会社
代表取締役社長 松 本 順
2. 変更しようとする運賃を適用する路線
南部バス全路線
但し、高速バス、シルバーフェリーシャトルバス、各自治体コミュニティバス
及び特別運行便（イベント等の臨時便）は除く
3. 変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法
運 賃 特殊普通旅客運賃（休日100円サービス）
額 大人100円 小人50円
適用方法
 - ・定期券（全券種）所持者及び同伴する同居の家族は1乗車あたり上記の運賃とする。
 - ・定期券所持者本人が券面区間を乗越して乗車する場合は、乗越運賃分を上記の運賃とする。
 - ・小児運賃は、小学生以下（12歳以下）の者に適用する。
 - ・旅客運賃の割引（身体障がい者、児童福祉法の適用を受ける者、知的障がい者、精神障がい者）はしない。
 - ・運賃の支払は現金のみとする。

4. 適用する期間又は区間等その他の条件

- ・適用期間は、土曜日、日曜祝日、8/13～8/16、12/29～1/3のみとする。
- ・同居の家族は2親等以内とする。(両親、祖父母、配偶者、兄弟姉妹、子供、孫)
- ・定期券による共通乗車において、八戸市交通部発行の共通定期券所持者については「共通乗車区間内」に限り適用する。

5. 今回変更する内容

項目3のうち、

- ・運賃の支払はSF（電子マネー）及び現金のみ（変更前：現金のみ）とする。

項目4のうち、

- ・定期券による共通乗車において、八戸市交通部(市営バス)発行の共通定期券所持者については「共通定期券通用区間内」(変更前：「共通乗車区間内」)に限り適用する。

6. 実施日

令和5年1月1日より

休日 100 円サービスの一部運用変更 説明資料

1. 休日 100 円サービスの概要

定期券所持者であれば、

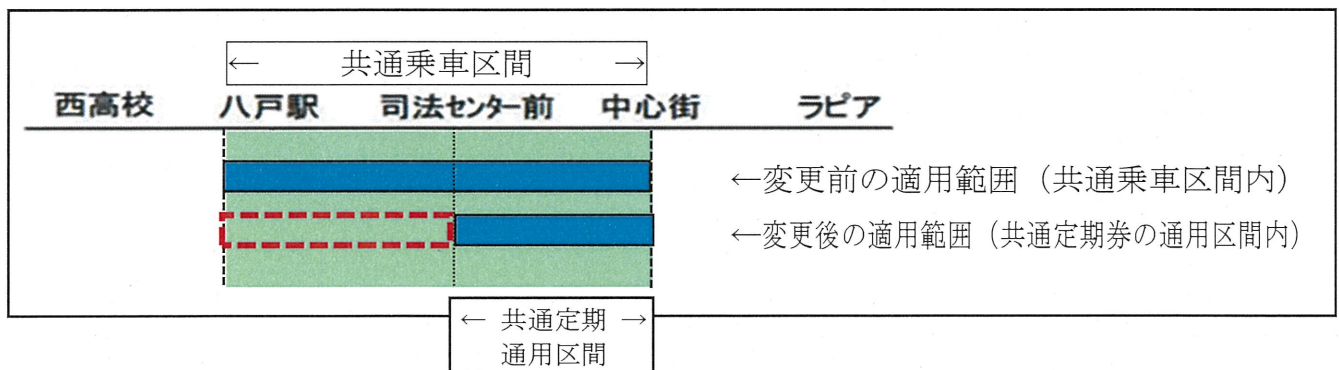
- ①定期券の通用区間内の場合
…本人は定期券で精算。同伴する家族は 1 乗車 100 円（小人 50 円・障がい者割引は無し）
- ②定期券の通用区間を外れた場合
…本人および同伴する家族は 1 乗車 100 円（小人 50 円・障がい者割引は無し）

- 利用範囲… 八戸市営バス全路線
- 利用日… 土日祝日・お盆・年末年始
- その他… 岩手県北自動車株式会社南部支社（南部バス）発行の共通定期券所有者は、共通乗車区間内に限り、市営バスに乗車した場合でも休日 100 円サービスを利用することができる。

2. 一部運用を変更する内容

上記その他において、「南部バス発行の共通定期券の場合、共通乗車区間内に限り、市営バスに乗車しても休日 100 円サービスを利用することができる」とあるが、この「共通乗車区間内」を「共通定期券の通用区間内」に変更する。

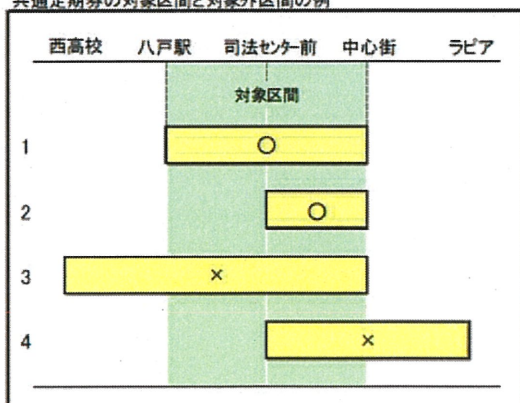
※例：南部バス発行の共通定期券の通用区間が「司法センター前 ⇄ 中心街」の場合



3. 共通定期券とは

共通定期券とは、共通乗車区間（八戸駅前から中心街ターミナルまで（根城大橋経由・田面木経由））に限り、市営バス・南部バスと双方に乗車が可能な定期券のこと。

共通定期券の対象区間と対象外区間の例



4. 共通乗車区間とは

